

第 5 章

第 1 節 将来都市構成の設定.....	1
第 2 節 土地利用の方針	2

第5章 全体構想

第1節 将来都市構成の設定

「共に創る 持続可能で豊かなまちづくり」に向けて、都市機能の中心的役割を果たす「拠点」を設定します。また、それぞれの地域特性に応じた土地利用の方向等を示す「ゾーン」の形成を図ります。

1. 拠点の設定

- 共に創る 持続可能で豊かなまちづくりを進めるにあたって、都市機能が集約された地域を「中心都市拠点」とし、宮津市中心市街地を位置づけます。この拠点は、観光・交流拠点としての役割と、市民生活を支える都市的サービス拠点としての役割を果たすとともに、広域的な都市的サービス拠点としての役割をも併せ持つこととします。
- 上記の「中心都市拠点」を補完する役割を果たす地域を「交通結節・広域連携拠点」とし、山陰近畿自動車道与謝天橋立 IC、京都丹後鉄道岩滝口駅周辺に展開する地区を位置づけます。
- 本市の観光入込客の大半を集める、「天橋立」の南北に位置する文珠・府中の両地区を「観光交流拠点」と位置づけます。
- 上記以外の地区において、それぞれの地域特性を生かしながら共に創る 持続可能で豊かなまちづくりの一翼を担う地区を「地域交流拠点」とし、京都丹後鉄道栗田駅周辺地区、日置・養老地区、上宮津地区及び京都丹後鉄道丹後由良駅周辺地区を位置づけます。

拠 点	拠点の機能
中心都市拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・観光・交流拠点機能（ウオーターフロント、まちなか観光機能等） ・都市的サービス機能 ・丹後観光の玄関口機能（道の駅、観光情報センター機能等）
交通結節・広域連携拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・宮津市の西の玄関口機能 ・丹後半島方面との結節機能 ・隣接する与謝野町との連携による各種都市的サービス機能
観光交流拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・観光拠点機能 ・観光市街地機能
地域交流拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・観光拠点機能 ・観光集落機能

2. 都市軸の設定

- 本市と京阪神都市圏を結ぶほか、京都府北部及び兵庫県北部の各都市と連絡する京都縦貫自動車道及び山陰近畿自動車道を「広域軸」とします。
- 各拠点を連絡する、国道 176 号、国道 178 号及び主要地方道綾部大江宮津線を「都市軸」とします。また、「都市軸」のうち、海岸線に沿った都市軸を「沿岸交流軸」、田園を通っていく都市軸を「田園交流軸」とします。
- 中心都市拠点と広域連携拠点を連絡する主要地方道宮津養父線と天橋立を「天橋立交流軸」、主要地方道浜丹後線を「高原交流軸」、栗田半島をまわる府道栗田半島線を「半島交流軸」とします。

都市軸	都市軸の機能
広域軸	・本市と京阪神地域、その他の都市を連絡
都市軸 (沿岸交流軸・田園交流軸)	・各活拠点を連絡 (都市軸のうち、海岸沿いを通るもの・田園を通るもの)
天橋立交流軸	・中心都市拠点、広域連携拠点から天橋立に連絡 ・観光交流軸として各種交流機能を提供
高原交流軸	・森林レクリエーションを中心とした機能を連絡
半島交流軸	・海洋レクリエーションを中心とした機能を連絡

第2節 土地利用の方針

1. ゾーンの設定

- 土地利用の大きな方向性として、市街地ゾーン、観光市街地ゾーン、東部沿岸ゾーン、北部沿岸ゾーン、南部森林・高原ゾーン、北部森林・高原ゾーンに大別します。

ゾーン	ゾーンの機能
市街地ゾーン	・市街地内の歴史資源などを活かした個性的な市街地の整備 ・周辺の自然環境と調和した市街地の計画的な整備
観光市街地ゾーン	・市街地内の歴史資源などを活かした個性的な市街地の整備 ・周辺の自然環境と調和した市街地の計画的な整備 ・観光交流を重視した市街地の整備
沿岸ゾーン（東部・北部）	・自然環境の保全 ・海洋レクリエーション等交流機能の展開 ・農業振興に向けた環境の充実 ・緑豊かなリゾート等交流機能の展開
森林・高原ゾーン（南部・北部）	・山地の緑を保全 ・農業振興に向けた環境の充実 ・自然資源を活かした交流機能の展開

2. 拠点及びゾーン間の機能的連携

今後も各地区において人口減少・高齢化に歯止めがかからない見込みの中、地域を維持・発展させていくためには、地域コミュニティの維持や交通、医療等の様々な課題や行政サービスについて地域を越えた連携を図る必要があります。

そのため、「共に創る 持続可能で豊かなまちづくり」を目指し、本市を構成する各拠点やゾーンを、有機的に連携するように推進します。

都市機能が集約された地域の「中心都市拠点」、本市の観光入込客の大半を集める、「天橋立」の南北に位置する文珠・府中両地区の「観光交流拠点」を中心に、各拠点及びゾーンの地域特性や個性に応じた役割分担と機能分担を行い、相互に有機的に連携して総合力を発揮することを目指します。

なお、上位計画の総合計画では、令和3年度以降、地域の皆さんと一緒に話し合い、様々な課題の解決に向けた連携のあり方・方法を構築、実施していくこととしています。

3. 土地利用の基本的な考え方

- 観光・交流都市を実現する土地利用の展開
- 快適な暮らしを支える適切な土地利用の展開
- 安心・安全で快適・便利な効率的な土地利用の展開
- 日本三景天橋立をはじめとする美しい自然、重要文化財旧三上家住宅などの観光資源や地域資源といった宝を、後世まで継承していけるよう、守り育てていく土地利用の展開
- 農業振興等と整合が考慮された土地利用の展開

4. 土地利用の方針

(1) 市街地ゾーン

宮津地区の既成市街地と、京都丹後鉄道岩滝口駅周辺に広がる市街地を、市街地ゾーンとします。

① 中心都市拠点としての都市機能の集積

中心都市拠点として、都市機能の適切な維持を図るほか、まちの活性化に向け、適切な商業集積の誘導やまちなみ景観など市街地環境の維持・整備を進めます。

- ・都市計画道路本町宮津停車場線沿道を中心とした商業集積の誘導
- ・居心地がよく歩きたくなる市街地としてのまちなみ景観の形成
- ・安全で快適な暮らしを支える各種都市機能の更新・整備
- ・観光交流都市としての情報発信や新たな交流を創出する機能の充実

② 歴史的街区の保全、修景、活用

地域のアイデンティティの醸成や観光交流の振興に向け、歴史的な建物やまちなみの保全・修景を進めます。

- ・歴史的建物、重要文化的景観の保全
- ・まちなみに配慮した建物の修景

③ 臨海部における新たな交流拠点の形成

新たな交流拠点として、島崎地域の公共遊休施設等低未利用地を活かした再開発を目指すとともに、宮津港周辺の商業、交流系機能への土地利用転換を誘導します。

- ・臨海部における低未利用地を活かした交流拠点としての土地利用の展開
- ・既存商業施設と連動した交流商業系機能の誘致
- ・臨海部における自転車道等の連続性の確保

④ 住宅地、商業地、工業地の適切な土地利用の展開

市街地周辺部や市街地内の低未利用地について良好な市街地形成に向け、適切な宅地化誘導を進めます。

- ・適切な宅地化誘導
- ・空き家・空き地などの低未利用地の有効活用の推進

⑤ 交通結節・広域連携拠点としての都市機能の充実

須津地区は、中心市街地を補完するゾーンとして、隣接する与謝野町との連携による各種都市的サービス機能が集積する地域としての都市機能の充実を図ります。

- ・安全で快適な暮らしを支える各種都市機能の更新・整備
- ・人口の安定化に向けた住宅・宅地の供給及び良質な居住空間の形成
- ・重要文化的景観の保全

(2) 観光市街地ゾーン

天橋立を中心とする文珠・府中の市街地を観光市街地ゾーンとします。観光市街地ゾーンでは、歴史や自然資源を活かし、本市の観光交流を牽引する魅力的なまちを形成するゾーンとします。

- ・歴史や自然資源を活かした魅力的な市街地の再生
- ・交流産業基盤の拡充
- ・重要文化的景観の保全

(3) 沿岸ゾーン

栗田、由良、日置、養老などの海岸沿いに形成された地区を、沿岸ゾーンとします。沿岸ゾーンは、本市の主要な産業である漁業と農業を支える各種機能の充実と、海業や観光農業などによる高付加価値化展開のための機能を創出するゾーンとします。

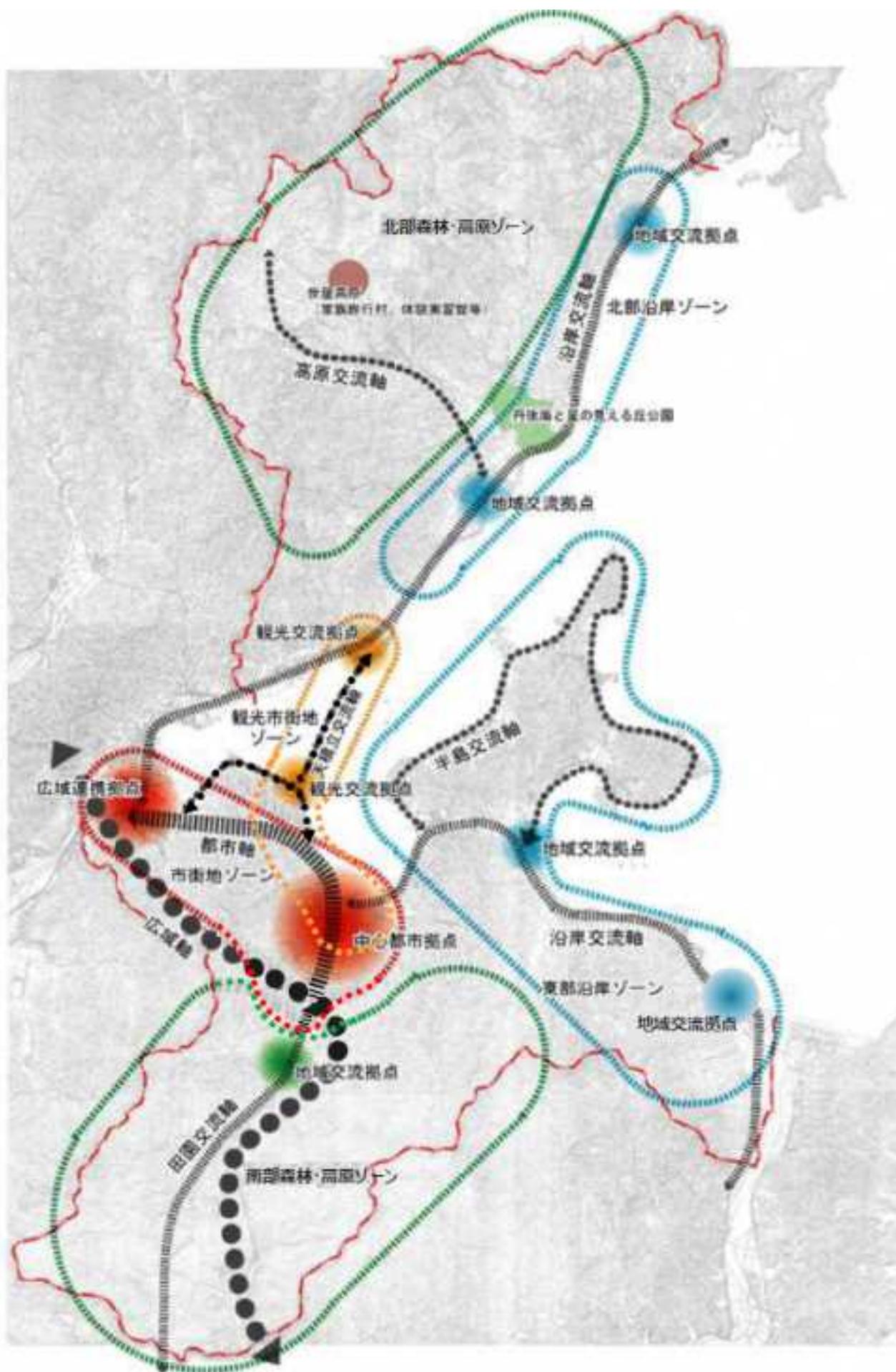
- ・防災と環境保全としての農林漁業の多面的な機能の維持
- ・観光などとの連携による農林漁業を展開する機能、基盤の充実
- ・自然景観の保全
- ・海洋レクリエーション機能の向上

(4) 森林・高原ゾーン

上宮津地区と市域北部の大半を占める緑豊かな森林・山村地区を、森林・高原ゾーンとします。森林・高原ゾーンは、自然環境の保全に努め、地域資源を活かしたアクティビティな空間や市民の憩いの空間としての環境形成を進めるゾーンとします。

- ・水源涵養など、防災と環境保全としての機能の維持
- ・林業の持続的な施業としての機能向上
- ・自然環境の保全によるまちの景観要素としての保全
- ・地域資源を活かしたアクティビティな空間及び健康と憩いの空間としての活用

図 地域構造図



第 6 章

第 1 節 都市施設整備の方針	1
第 2 節 景観形成の方針	3
第 3 節 住宅・住環境整備の方針	4
第 4 節 都市防災の方針	5

第6章 都市整備方針

第1節 都市施設整備の方針

1. 都市施設の基本的な考え方

- 市民生活を支え、観光・交流都市を実現する総合的な交通ネットワークの形成
- 持続的に住み続けられるまちを目指し、都市施設の長寿命化を推進
- 災害に強い都市基盤整備の推進
- 誰もが気軽に外出することのできる、バリアフリー化されたまちづくり

2. 都市施設の整備方針

① 市民生活を支え、観光・交流都市を実現する総合的な交通ネットワークの形成

【道路ネットワークの形成】

京阪神都市圏、北近畿の各都市をネットワークする高速道路網整備及び、市内の各地域間を連絡する国道 178 号の強靱化をはじめ、主要地方道、一般府道の整備を促進します。また、良好な都市空間の形成及び都市防災機能の向上を図るため、都市計画道路の整備を推進するとともに、生活利便性の向上に向けた、市道の適切な維持管理及び長寿命化を進めます。

【公共交通網の維持】

道路ネットワークの整備に併せ、公共交通網の整備が望まれており、京都丹後鉄道については、JR線や路線バスとの連絡など、市民や観光客の利用に応じたサービスの向上を進めます。

また、運転手不足により運行が困難となっている路線について、地域と一緒に公共交通空白地有償運送を推進していきます。

② 持続的に住み続けられるまちを目指し、都市施設の長寿命化を推進

宮津市公共施設再編方針書及び各施設の長寿命化計画等を踏まえ、老朽化した都市施設の計画的な更新、適切な維持管理による長寿命化を推進します。

③ 災害に強い都市基盤整備の推進

宮津市国土強靱化計画に基づき、災害に強い都市基盤の整備に努め、近年、頻発している異常気象による災害を踏まえ、大規模自然災害の発生直後でもこれら施設の機能が確実に発揮されるよう、耐震化や津波対策等の防災対策とあわせて計画的な修繕や改築工事を進めていくよう努めます。

また、災害リスクの高い地域には配置しないように努めます。

④ 誰もが気軽に外出することができる、バリアフリー化されたまちづくり

誰もが気軽に外出することができるよう、交通安全施設の整備を進めるほか、歩行者空間のバリアフリー化を推進します。

さらに、街路樹等による緑化などの景観形成にも配慮し、快適な歩行者空間の確保に努めます。

第2節 景観形成の方針

1. 景観形成の基本的な考え方

- 豊かな自然環境や歴史・文化など、地域固有の資源が織り成す景観を積極的に生かすまちづくり
- 次世代へと引継いでいく景観の形成

2. 景観形成の方針

- ① 豊かな自然環境や歴史・文化など、地域固有の資源が織り成す景観を積極的に生かすまちづくり

日本三景天橋立をはじめとする、本市の豊かな自然環境や歴史・文化などの地域固有の資源が織り成す景観を、観光交流など、まちづくりを視野に入れ守り育てていきます。
また、都市施設等の整備にあたっては、これらの地域固有の資源を損なうことの無いように進めます。

- ② 次世代へと引継いでいく景観の形成

市民による景観づくりを意識し、市民会議やシンポジウムの開催などによる機運醸成を行い、地域の特性を活かした持続可能な景観形成を図ります。

第3節 住宅・住環境整備の方針

1. 住宅・住環境整備の基本的な考え方

- ゆとりある暮らしを感じることでできる環境をハード・ソフト両面から創造
- 少子高齢化に対応するだれもが安心して暮らせる住宅・住環境の整備

2. 住宅・住環境整備の方針

① ゆとりある暮らしを感じることでできる環境をハード・ソフト両面から創造

安全で快適に暮らせる住環境づくりに向け、地区計画制度の活用や建築協定等のまちなみ保全のほか、住宅のバリアフリー化などを促進します。

また、整備された下水道の適切な維持、処理施設の適切な更新等により、環境保全及び住環境の改善に努めます。

② 少子高齢化に対応する誰もが安心して暮らせる住宅・住環境の整備

宮津市公営住宅等長寿命化計画に基づき、効率的で効果的な修繕等を実施することで、居住水準の向上と施設の長寿命化を推進します。

第4節 都市防災の方針

1. 都市防災の基本的な考え方

- 総合的な防災・減災対策の実施と、市民の自主的な防災への取り組み
- 市民の生命と財産を守り、安全で安心な暮らしを支える災害に強いまちづくり

2. 都市防災の方針

① 総合的な防災・減災対策の実施と、市民の自主的な防災への取り組み

市民の安全を守るため、「宮津市国土強靱化地域計画」に基づいたまちづくりに努めるとともに、市民の自主的な防災への取組みを促進します。

② 市民の生命と財産を守り、安全で安心な暮らしを支える災害に強いまちづくり

【土砂災害対策】

土砂災害防止に向け、砂防・急傾斜地・崩壊対策事業等を推進するとともに、保安林等の防災機能を重視した治山事業の推進など、適時・適正な森林の整備を促進します。

【治水対策】

水害の防止を第一義として、景観形成や生物生態系にも配慮した大手川の河川改修を促進するとともに、普通河川の改修を推進します。また、市街地の安全性の確保に向け、都市下水路等の整備による排水機能の強化を図ります。

【海岸保全対策】

高潮や波浪による海岸侵食を防ぐため、離岸堤や護岸の整備を推進します。

【震災・火災対策】

地震や火災など、災害時における避難路、避難場所の確保を行うほか、災害に強いまちづくりを進めます。